

昭和三十六年法務省令第十一号

矯正医官修学資金貸与法施行規則

二十三号) 第十二条及び第十三条の規定に基づき、矯正医官修学資金貸与法施行規則を次のように定める。

(貸与の申請手続)

第一条 矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)以下「法」という。第二条

に規定する申請をしようとする者(医学を履修する課程の修業年限の二年を経過した者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した貸与申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、本籍及び住所

二 学校の名称及び所在地並びに入学の年月日

三 高等学校又は中等教育学校入学以後の学歴

四 保証人となるべき者の氏名、性別、生年月日、本籍、住所及び職業並びに本人との続柄

前項の貸与申請書には、学業成績表及び保証人となるべき者の保証書並びに学業及び人物についての所見を記載した大学の学長又は学部長の推薦書を添えなければならない。ただし、同項の貸与申請書に、保証人となるべき者が矯正医官修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する旨を記載し、署名押印することをもつて保証書の添付に代えることができる。

(選考)

第二条 修学資金を貸与する者の選考は、前条の規定により提出した書類の審査並びに身体検査及び試問によつて行なうものとする。

(貸与申請書の提出期限等)

第三条 第一条の貸与申請書の提出の期限並びに前条の身体検査及び試問の実施に関する必要な事項は、毎年、法務大臣が定める。

(受領書)

第四条 法第六条に規定する修学生(以下「修学生」という。)は、修学資金の交付を受けたときは、そのつど、受領書を法務大臣に提出しなければならない。

(返還免除の手続)

第五条 法第七条第一項又は法第九条第一項、第二項若しくは第三項の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した返還免除申請書に、第三号に掲げる事項及び第四号又は第五号に掲

げる事項を証するに足りる書面を添えて、これを法務大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

二 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機関の名称及び額

三 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

四 免除を受けようとする額

五 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

六 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

七 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

八 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

九 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十一 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十二 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十三 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十四 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十五 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十六 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十七 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十八 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

十九 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十一 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十二 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十三 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十四 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十五 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十六 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十七 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十八 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

二十九 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

三十 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

三十一 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

三十二 在職した法第一条に規定する施設(以下「矯正施設」という。)又は矯正医官修学資金貸与法施行令(昭和三十六年政令第九十五号)以下「令」という。)第三条に掲げる機

足りる書面を添えて、これを法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 受領書を提出した後直ちに矯正施設の職員と連絡し、引き続いて医師法(昭和三十六年法律第二百二号)第十六条の二第一項の規定による矯正施設又は令第三条に掲げる機関の職員でなくなりたった年月日から起算して二年内に医師となつたとき。

二 受領書を提出した後直ちに矯正施設の職員と連絡し、引き續いて医師法(昭和三十六年法律第二百二号)第十六条の二第一項の規定による矯正施設又は令第三条に掲げる機関の職員でなくなりたつたとき。

三 前号の者が矯正施設の職員となつた日から起算して二年内に医師となつたとき。

四 矯正施設又は令第三条に掲げる機関の職員でなくなりたつたとき。

五 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き続いて二年内に医師となつたとき。

六 矯正施設又は令第三条に掲げる機関の職員でなくなりたつたとき又はならなかつたとき。

七 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き続いて二年内に医師となつたとき。

八 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き続いて二年内に医師となつたとき。

九 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き続いて二年内に医師となつたとき。

十一 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き続いて二年内に医師となつたとき。

十二 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十三 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十四 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十五 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十六 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十七 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十八 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十九 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十一 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十二 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十三 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十四 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十五 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十六 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十七 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十八 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十九 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

三十 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

三十一 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

一 前項第一号又は第六号に掲げる事項に該当するとき。

二 大学を卒業した後直ちに矯正施設の職員と連絡し、引き續いて二年内に医師となつたとき。

三 前号の者が矯正施設の職員となつた日から起算して二年内に医師となつたとき。

四 矯正施設又は令第三条に掲げる機関の職員でなくなりたつたとき。

五 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

六 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

七 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

八 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

九 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十一 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十二 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十三 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十四 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十五 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十六 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十七 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十八 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

十九 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十一 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十二 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十三 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十四 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十五 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十六 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十七 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十八 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

二十九 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。

三十 矯正施設を中止し、又は終了した後、引き續いて二年内に医師となつたとき。